

愛媛県出資法人改革プランに基づく平成18年度点検評価結果（総括）

当部会は、平成18年3月に策定された県出資法人改革プランに基づき、出資法人ごとの改革実施計画について、法人及び県所管課が1次評価を行った後、外部の専門的見地からの点検評価と進行状況の管理を行い、その点検評価結果及び改善策等に係る意見を愛媛県行政改革・地方分権推進委員会に報告する外部点検評価機関として設置されたものである。

当部会では、平成18年10月以降、出資法人改革プランの対象となる29法人について、法人及び県所管課からヒアリング等を行い、別添のとおり平成18年度外部点検評価（2次評価）として取りまとめたので、報告する。

1 点検評価部会の役割と点検評価の必要性

県出資法人の経営内容等については、本来、独立した法人格を有する県出資法人自らが主体的に見直しを行うべきものであることは言うまでもないが、その設立及び事業運営に深く関与してきた県としても、組織や事業の見直し、さらには県の関与のあり方についてともに検討を行うことが重要である。

当部会は、こうした点を踏まえて、県出資法人の経営状況、事業内容等について点検評価を行い、合わせてその改善のための提言を行うこととしたものである。

2 点検評価の進め方

29法人のうち、県の出資割合が25%以上でかつ出資順位が第1位の法人、平成16年度または17年度に赤字である法人など17法人については、直接、法人及び県所管課から、法人の概要及び改革実施計画の内容等について説明を受け、質疑を行うとともに、残る12法人については、書面による内容確認を行ったところである。また、ヒアリング等で、時間的制約などから、十分な質疑応答ができなかった事項等については、後日、事務局を通して追加質問を行うことにより、状況把握等に努めたところである。

このヒアリング等の結果を踏まえ、点検評価指針（別添）に沿って、部会としての2次評価を協議決定の上、報告書として取りまとめた。なお、検討経緯は次のとおりである。

【検討経緯】

月 日	摘 要	備 考
平成18年8月1日	出資法人改革プラン公表	
10月12日	第1回点検評価部会	点検評価指針、スケジュール等を決定
	第1回打合せ会	点検評価の進め方を協議
11月24日	第1回委員ヒアリング	4法人
12月19日	第2回委員ヒアリング	4法人
平成19年1月18日	第3回委員ヒアリング	5法人
2月7日	第4回委員ヒアリング	4法人
3月	ヒアリング対象外法人への書面調査等	
4月10日	第2回打合せ会	2次評価案協議
5月7日	第2回部会	2次評価案決定、報告書協議

3 点検評価に当たっての基本的な考え方

当部会における点検評価の具体的な視点（ポイント）については、点検評価指針で示すとおりであり、ここでは、2次評価に当たっての基本的な考え方を以下に示す。

基本方針

県出資法人は、出資法人改革プランにあるとおり、「行政が直接対応することが困難または行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、民間部門が対応できない公共的な事業を民間の経営ノウハウ等を活かしながら実施することを目的に、県が必要最小限の出資等を行い設立されたもの」である。

しかし、設立以降、時代環境は大きく変化しており、そのあり方は常に見直されるべきものとする。県においては、このような観点から、これまでも出資法人の見直しに取り組んでいるところであり、今般の29法人についても、法人ごとに「廃止」「統合」「経営環境を踏まえた見直し」「経営改善を行いつつ存続」という平成21年度までの見直しの方向性を決定しているところである。

当部会においては、この県の見直しの方向性に沿って、「県民にとって最少の費用で最大の効果を得る」ことを、委員相互の共通認識として、点検評価を行った。

なお、当部会として、いくつか留意した点について付記する。

法人の経営状況について

いずれの法人も、多かれ少なかれ、社会福祉や文化、スポーツさらには中小企業振興など経済効率性だけでは測れない業務を担っており、収支状況など財務面のみを捉えて、法人を評価することは適切でない。しかしながら、財務状況が悪化することにより、業務を継続するために県の財政的関与、ひいては県民の負担が増大することも予想されるほか、逆に事業を縮小、廃止することで、これまで当法人に蓄積されたノウハウ等が県民のために活かせなくなることもある。こうしたことを踏まえ、可能な限りの効率的な運営を求めることを評価に盛り込んだところである。

県の関与のあり方について

県の関与の適正化については、各出資法人が現在担っている業務に専門的ノウハウを蓄積しており、公的な機関として一定の役割を果たしていることを踏まえると、当該団体のノウハウを最大限活かすような一定の関与を継続することも現時点では適切な選択肢の一つと考えられることから、性急に民間など他の事業主体の参入を進めたり、人的関与の引き揚げを行うのではなく、各法人の経営状況やノウハウの蓄積度合いを判断しつつ、計画的に行うべきと考える。

もちろん、各法人への県の関与は、県の施策の方向性に沿ってなされるものであることから、それぞれの法人だけでなく、県全体の施策推進の方向性も十分検討して行う必要があるが、当部会では、県の施策を評価する立場にないことから、評価に必要な限りにおいて触れたところである。

民間等との役割分担について

県民にとって最小の経費で最大の効果を得るという観点から、県出資法人が設立され、県民サービスを行っているものであるが、設立以降、社会環境は大きく変化しており、そのサービスを誰が担うか、どのように連携して実施すれば効果的かなどについて、常に見直す必要があると考える。特に、市町や、NPO、民間企業等十分な能力を持った多様なサービス

の担い手が現れてきた今日では、必ずしも、県の出資法人のみがサービスを担うことが、県民にとって最小の経費で最大の効果を得ることにならない可能性もあることに留意すべきである。当部会では、当該法人の経営状況や人的能力、他の担い手の能力などは常に変化するものであり、その中で最適解を見つける努力を惜しんではないと考えるものである。

指定管理者制度の導入について

平成 18 年 4 月から導入された公の施設に係る指定管理者制度は、民間の創意工夫を活かして、施設利用者のサービス向上と経費の削減を同時に達成できる有意義な制度と理解している。しかしながら、現時点では、決算等が明らかになっておらず、その成果を把握することは困難であるため、具体的な取組み内容等の現状把握を行うに留めているが、次年度以降については、県における検証結果等を踏まえて、出資法人の経営等の観点からの点検評価を行いたいと考えている。

なお、その成果を把握するに当たっては、施設管理面だけにとどまらず、社会福祉や文化、スポーツの振興など経済性や効率性だけでは評価できない面にも十分配意しながら検討したいと考えている。

4 今後の改革実施計画への対応について

本年度の点検評価を実施する中、多くの県出資法人の改革実施計画に共通する課題として、以下の点については、改善すべきと考えることから、今後、計画の改定を行う際には、その対応について十分検討していただきたい。

改革実施計画の取組み内容が、コスト削減に向けた取組みを行うなど抽象的な表現が散見されるほか、努力目標に留まっているものが多々見受けられた。

改革実施計画は、各法人のいわば道程表であり、今後は、目標設定も含め、改革の道筋を示す、より具体的な内容とすることに努めること。

また、記述内容が専門的で、当部会においてもヒアリング等でようやく理解することが可能なものが見受けられた。

改革実施計画については、出資法人自らの改革に向けた取組みに資することはもちろんのこと、県民への説明責任を果たすことも重要であり、県民がより理解しやすい記述とすることに努めること。

あわせて、各法人の経営状況等に関する情報は、県や法人のホームページ上で公開しているが、情報の開示については、今後とも各法人自らが、より一層積極的に取組み、広く県民に理解されるよう努めること。

出資法人点検評価部会点検評価指針

点検の目的

出資法人の健全な経営体制の確立に向け、各出資法人が作成した改革実施計画が、見直しの方向性に沿って、着実に実行されるよう、外部の専門的な見地から取組み状況を点検・評価するとともに計画の進行状況を管理し、これにより経営のPDCAサイクルを確立させ、出資法人の自主・自律的な取組みを促進する。

対象

- 県が25%以上出資、又は出捐している団体
- 県が財政的支援を行っている団体

点検評価期間：平成18年度から平成22年度まで

*改革期間は平成18年度から平成21年度までの4年間としているが、最終年度の21年度の評価を行う必要があることから、評価期間は平成22年度までとする。

点検・評価の実施方法

出資法人が作成した改革実施計画と決算情報やその他出資法人への照会等により改革実施計画の取組み状況について点検評価する。

点検評価結果の意見について

出資法人の取組状況に対する点検評価結果とともに、改革実施計画における取組みに改善すべき点等があれば、それに対する改善策を提言する。

点検・評価の視点について

1 出資法人の自主性・自律性の向上

(1) 組織体制の見直し

【点検評価の基準】

経営責任の明確化が図られているか。

〔具体例〕

- ・ 役員の原則常勤化や職務権限、責任の明確化などを図る。

柔軟で効率的な組織体制の構築が図られているか。

〔具体例〕

- ・ 組織の大括り化や多様な人材の活用、勤務形態の見直しなど、出資法人の業務内容や業務量に応じた柔軟で効率的な組織体制の構築を図る。

プロパー職員の育成や改革に伴う雇用問題への配慮が図られているか。

〔具体例〕

- ・ プロパー職員に係る研修の充実、通信講座等受講への助成、他法人との人事交流促進などに取り組む。
- ・ 職員の雇用問題については、最大限の配慮を行う。

(2) 経営基盤の充実・強化

【点検評価の基準】

事業の見直し、他団体との連携促進が図られているか。

〔具体例〕

- ・ 県民ニーズに適合したものになるよう事業の見直しを行い、新規事業の展開や民間等からの事業受託等に努める。
- ・ 市町やNPO等との連携を積極的に進める。

収支構造の改善が図られているか。

〔具体例〕

- ・ 基本財産の効率的な運用や賛助会費の徴収など、収入増加に向けた取組を行う。
- ・ 業務の抜本的見直しや事務費削減など、徹底した経費の削減を図る。

監査体制の強化が図られているか。

〔具体例〕

- ・ 可能な限り公認会計士等の専門家による外部監査体制の整備を行う。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

【点検評価の基準】

役職員数の削減が図られているか。

〔具体例〕

- ・役員数は法人の事業規模等に応じた最小限のものとする。
- ・職員数は事業の見直しや勸奨退職制度の活用等を進め、可能な限り削減に努める。

給与水準の適正化が図られているか。

〔具体例〕

- ・出資法人の業務内容や経営状況等の実態を踏まえて適正化を図る。
- 能力・業績に応じた人事・給与制度の導入が図られているか。

〔具体例〕

- ・能力主義に基づく抜擢人事や賞与の支給など、労働インセンティブが働きやすいものとする。

2 県の関与の適正化

(1) 財政的関与の見直し

【点検評価の基準】

補助金の縮減、整理・統合が図られているか。

〔具体例〕

- ・事業の必要性、効果、効率性等の観点から抜本的な見直しを行うとともに、国等の事業との重複等に留意しつつ、整理・統合を進める。

委託料・貸付金の見直しが図られているか。

〔具体例〕

- ・委託料については、民間事業者との比較優位性の精査や積算等の見直しを行うとともに、再委託率が高い事業は委託を行わないこととする。
- ・貸付金については、民間資金の活用等の方策を出資法人自らが検討する。

債務負担行為等の抑制が図られているか。

〔具体例〕

- ・必要性や返済の見通し等を十分検討し、真にやむを得ない場合に限定する。

(2) 人的関与の見直し

【点検評価の基準】

県派遣職員の計画的な引揚げが図られているか。

〔具体例〕

- ・目的や職務等を明確にした上で必要最小限の人数とする。
- ・適時人数等を見直し、計画的に職員の引揚げを図る。

県退職者の役職員就任の見直しが図られているか。

〔具体例〕

- ・内部登用等を阻害することのないよう、県の関与は、出資法人からの要請に応じて適任者を紹介すること限定する。

代表者等への充て職の抑制が図られているか。

〔具体例〕

- ・代表者等への県職員の充て職は、可能な限り抑制する。

3 経営情報等の積極的な開示

【点検評価の基準】

経営情報等の積極的な開示が図られているか。

〔具体例〕

- ・経営情報等は、より県民に分かりやすい形での開示に努める。
- ・情報公開制度の導入に積極的に努める。